

第二期長野市農業振興アクションプランの策定について

○ 農業振興アクションプランの策定

▶長野市農業振興条例第10条に基づき、策定する

- 第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。
- 市長は、振興計画を定めるに当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市農業振興審議会の意見を聴かなければならない。
 - 市長は、振興計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
 - 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

○ 現行の農業振興アクションプラン

計画期間 平成29年度～令和3年度の5年間

▶本市農業の将来像：三実^み一体で実現する力強い長野市農業

- ・将来像の実現に向け、2つの重点施策のもとに40の小項目を実施
- ・4つの指標を設定し、進捗度合を管理
- ・毎年度、議会に報告するとともに公表

○ 現行の農業振興アクションプランの内容

施策展開の方向性	重点施策	具体的な取組(アクションプラン)			
		大項目	中項目	小項目	
(1) 農業者や市民が、誇りと自信を持てる農業を実現する。 (2) 若者が、将来に夢を持つことができる農業を実現する。 (3) 中山間地域の農業に明るい未来を感じることができるような施策を展開する。 (4) 大規模な経営体を育成するという国の農業政策を踏まえつつ、果樹生産が主力である本市農業の実態に沿った施策を展開する。 (5) 観光との連携による新たなビジネスを創出するとともに、商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業の発想に基づく農業経営を実現する。 (6) 「産業としての農業」のほか、「国土を守るための農業」、「生きがいづくり、健康づくりのための農業」という視点を併せ持って施策を展開する。	多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進	① 農業の多様な担い手の確保と育成	中心的な担い手となる農業者の育成	認定農業者、農業者の組織化、農作業支援	
			新たな担い手の確保	新規就農者、農業研修センター、企業の農業参入	
			農業者を支える団体の活動支援	農業協同組合、農業青年協議会	
		② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備	優良農地の確保と農地の有効利用	優良農地の確保、耕作放棄地対策、農地流動化対策	
			農業生産基盤の整備と維持管理	農業生産基盤整備、湛水防除、農業用施設の適切な維持管理	
③ 地域の特性を活かした生産振興	主要農畜産物の生産振興	果樹・野菜・花き・きのこ・水稻・畜産・めん羊振興、地域奨励作物			
	中山間地域の生産振興	中山間地域の農地維持、中山間地域の生産振興			
	安全・安心な農産物づくり	環境にやさしい農業の推進、農業生産工程管理			
④ 農産物の販売力強化と他産業との連携	販路の拡大	災害対策・野生鳥獣被害防除対策			
	付加価値の向上	農業協同組合による販売活動、農家の直接販売、輸出促進			
⑤ 農業・農村に対する理解の促進	地産地消・食文化の伝承	6次産業化、農工商連携			
	都市と農村の交流	地産地消の推進、食文化の伝承と女性農業者の活動支援、農業体験交流、小中学生農家民泊誘致、市民農園(市民菜園)			
⑥ 令和元年東日本台風災害からの復旧復興 ※令和2年度追加					
将来像	地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	<現状値⇒目標値> ・新規就農者数(5年間) 118人⇒150人 ・農地の利用権設定面積 667.3ha⇒893ha ・果樹新品種・新技術導入栽培面積 68.3ha⇒106ha ・果樹農業生産額 92.7億円⇒104億円			実施状況の評価(毎年) 指標による評価、市議会への報告、市民への公表
三実一体で実現する力強い長野市農業 「実り1」未来につなぐ！豊かな大地に根ざした誇りある農業					
「実り2」魅力アップ！新たな発想に基づき発展する農業 「実り3」みんなが主役！市民が共に支え育む人をつなぐ農業					

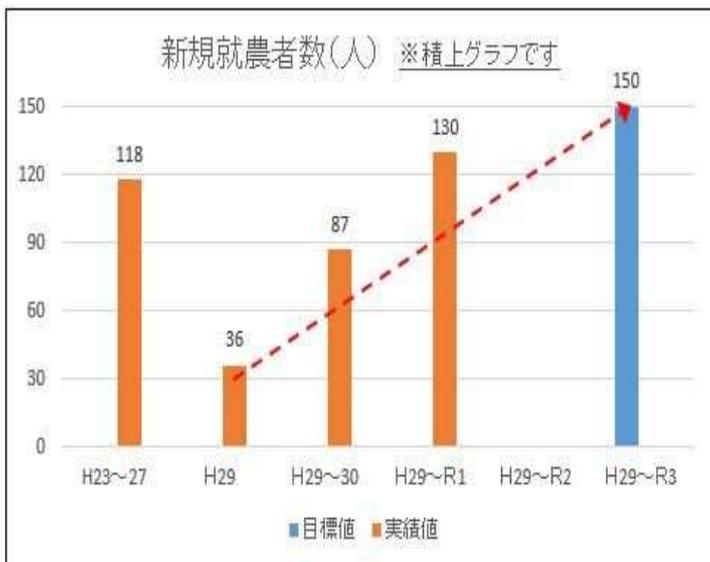
長野市の農業生産額（推計）

品目	平成28年産		平成29年産		平成30年産		令和元年産	
	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
米	21.9 億円	10.8 %	21.9 億円	10.8 %	21.0億円	10.3 %	19.9億円	10.5 %
麦類・雑穀・豆類	0.7 億円	0.3 %	0.6 億円	0.3 %	0.7億円	0.4 %	1.0億円	0.5 %
野菜 (いも類含む)	19.2 億円	9.5 %	20.3 億円	10.0 %	20.1億円	9.9 %	20.5億円	10.8 %
果樹	92.7 億円	45.8 %	90.2 億円	44.3 %	92.0億円	45.2 %	87.6億円	46.3 %
畜産	3.6 億円	1.8 %	4.0 億円	2.0 %	3.7億円	1.8 %	3.1億円	1.6 %
花き	3.0 億円	1.5 %	3.1 億円	1.5 %	3.1億円	1.5 %	2.8億円	1.5 %
栽培きのこ	60.5 億円	29.8 %	62.5 億円	30.7 %	62.3億円	30.6 %	54.1億円	28.5 %
その他	1.0 億円	0.5 %	0.9 億円	0.4 %	0.6億円	0.3 %	0.5億円	0.3 %
合計	202.6億円		203.5億円		203.5億円		189.6億円	

令和元年東日本台風災害による影響
 ・農産物被害(果樹中心に)5億1千5百万円
 ・栽培きのこ生産施設の被災による出荷量の落ち込み

指標の進捗状況

(1) 新規就農者数



	H23~27	H29	H29~30	H29~R1	H29~R2	H29~R3
目標値	-	-	-	-	-	150
実績値	118	36	87	130		

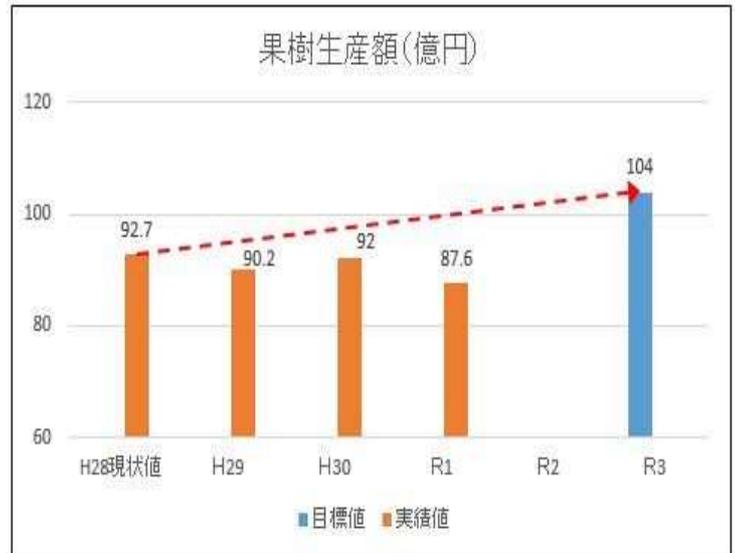
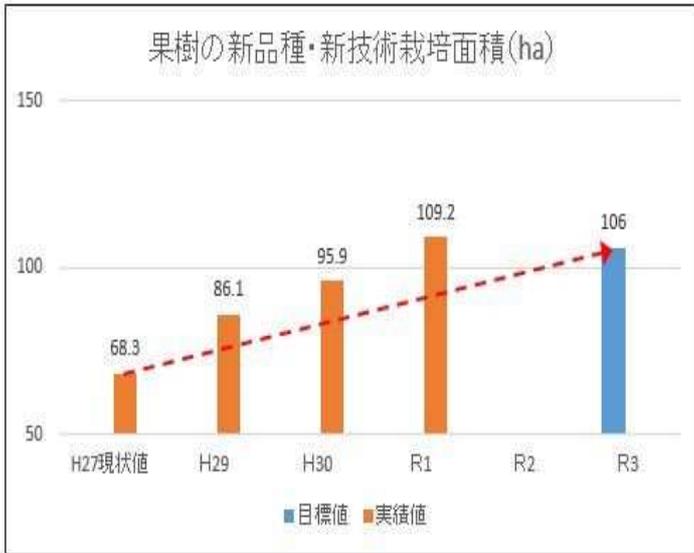
(2) 農地の利用権の設定面積



	H27現状値	H29	H30	R1	R2	R3
目標値	-	-	-	-	-	893
実績値	667.3	750.1	773.2	831.6		

(3) 果樹の新品種・新技術による栽培面積

(4) 果樹農業生産額



	H27現状値	H29	H30	R1	R2	R3
目標値	-	-	-	-	-	106
実績値	68.3	86.1	95.9	109.2		

	H28現状値	H29	H30	R1	R2	R3
目標値	-	-	-	-	-	104
実績値	92.7	90.2	92	87.6		

○第二期農業振興アクションプランの策定

長野市農業振興条例第3条

第一項

農業については、人間の生命を維持するために欠くことができない食料を供給する産業であることに鑑み、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた農業構造が確立されるとともに、環境と調和し、安全かつ安心な農産物が供給されるよう、その持続的な発展が図られなければならない。

第二項

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

基本理念

条例に規定する基本理念の下、
農業を取り巻く情勢の変化や市の新たな取組みを踏まえて

第二期農業振興アクションプランを策定

長野市農業振興条例第9条

施策の基本方針

- ・ 農業の多様な担い手の確保及び育成
- ・ 耕作放棄地の発生抑制、農地の有効利用
- ・ 安全安心な農産物の生産拡大、地産地消の推進
- ・ 地域特性を生かした農産物・加工品の高付加価値化
- ・ 都市と農村の交流促進 など

農業を取り巻く情勢

- ・ **SDGsの視点**
 飢餓、経済成長と雇用、持続可能な生産と消費
- ・ **新型コロナウイルス感染症に伴う消費行動の変化**
- ・ **スマート農業技術の進展**
 自動運転、ドローン、センサー利用

市の取り組み

- ・ **人・農地プランの実質化**
 地域の中心経営体への農地の集約・集積
- ・ **長期戦略2040**
 農産物の高付加価値化と持続可能な生産体制の確立



農業を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、第五次長野市総合計画後期基本計画と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現に向けて取組む事項などを定める。

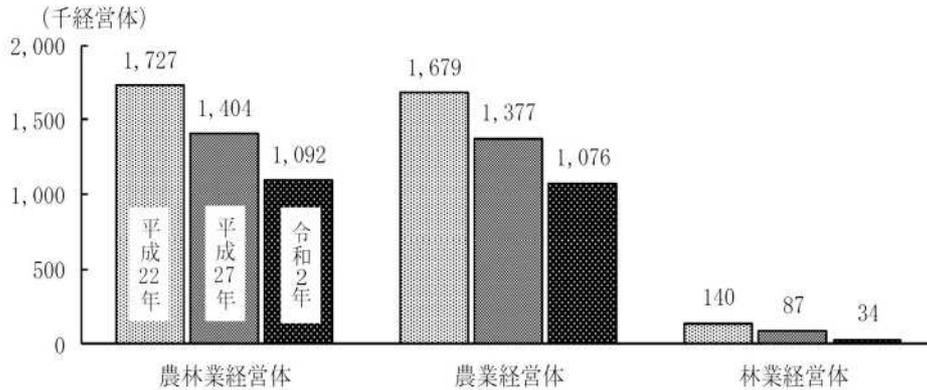
計画期間はR4年度～R8年度の5年間

○ 今後のスケジュール案

年度	月	内容
令和2年	2月	審議会 ・ 諮問 ・ 第二期アクションプラン策定の方向性
令和3年	7月	審議会 ・ 現行の農業振興アクションプランの進捗報告 ・ 素々案の審議
	9月	審議会 ・ 素案の審議
	10月	パブリックコメントの実施（中旬から1カ月間）
	1月	審議会 ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 答申案の審議 → 答申
	～3月末	市においてアクションプランを決定、市議会へ報告、公表
令和4年	4月	第二期長野市農業振興アクションプランのスタート

スケジュールは、議論の進捗に応じて、変更になることがあります。また、書面で委員の皆さまに意見を伺うことがあります。

(1) 農林業経営体数(全国)



・全国の農林業経営体数は109万2千経営体で、5年前に比べ31万2千経営体(22.2%)減少

・農業経営体は107万6千経営体で、5年前に比べ30万2千経営体(21.9%)減少

(2) 農業経営体数(全国)

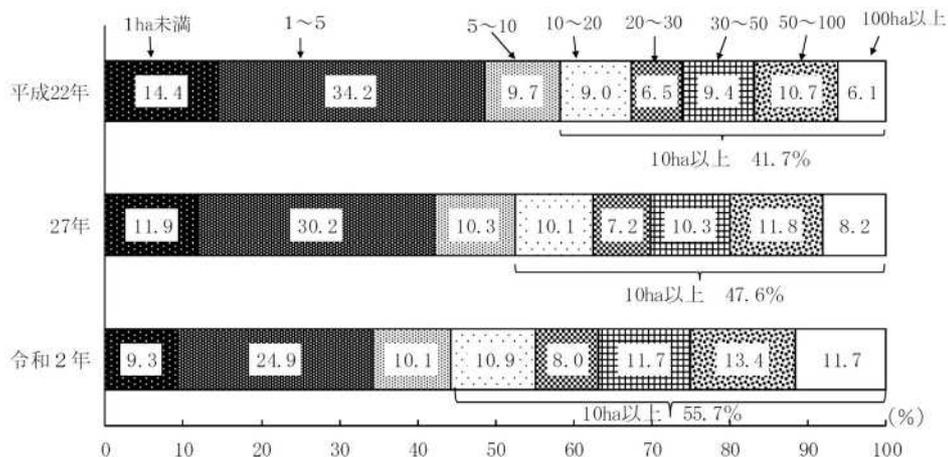
単位：千経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成 22年	1,727	1,679	140
27	1,404	1,377	87
令和 2	1,092	1,076	34
増減率(%)			
平成27年/22年	△ 18.7	△ 18.0	△ 37.7
令和2年/平成27年	△ 22.2	△ 21.9	△ 61.2

・個人経営体は103万7千経営体で、5年前に比べ30万3千経営体(22.6%)減少

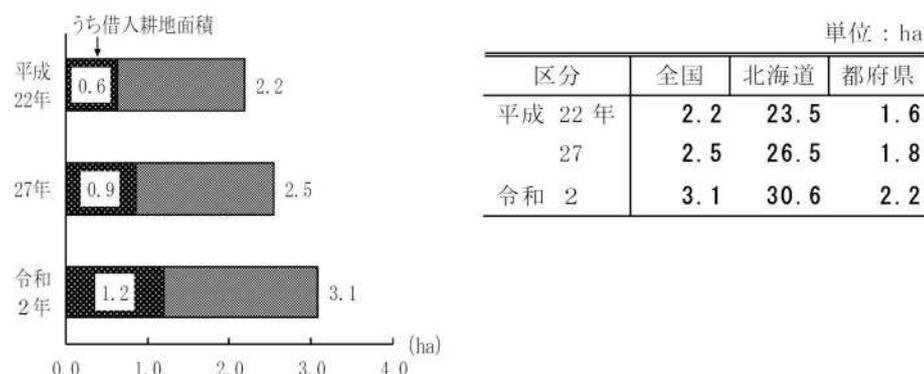
・団体経営体は3万8千経営体で1千経営体(2.6%)増加

(3) 経営耕地面積規模別経営耕地面積割合(全国)

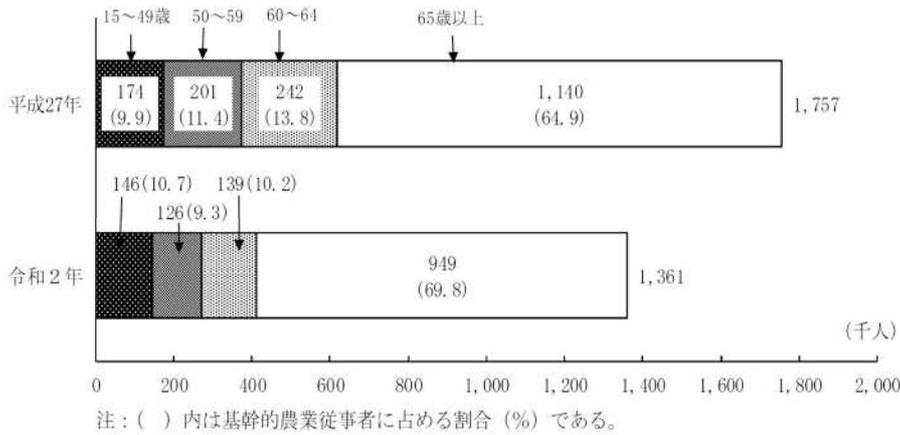


・10ha以上の農業経営体が55.7%を占め、5年前に比べて8.1ポイント上昇

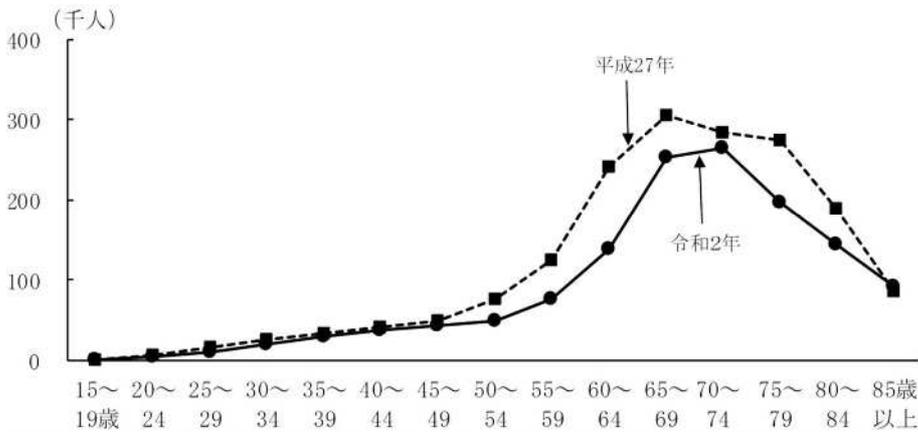
(4) 1農業経営体当たりの経営耕地面積の状況(全国)



・1経営体当たりの経営耕地面積は3.1ha(北海道30.6ha、都府県2.2ha)で5年前に比べ、21.5%(北海道15.5%、都府県19.3%)増加



- ・個人経営体の基幹的農業従事者(仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員)は136万1千人で、5年前に比べ39万6千人(22.5%)減少
- ・個人経営体の基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は、69.8%となり、5年前に比べ4.9ポイント上昇



- ・年齢階層別に基幹的農業従事者の推移をみると、5年前と比べ、85歳未満の全ての階層で減少

〇人・農地プランのアンケート結果抜粋

(1) 人・農地プランのアンケート実施

令和2年2月から3月末まで

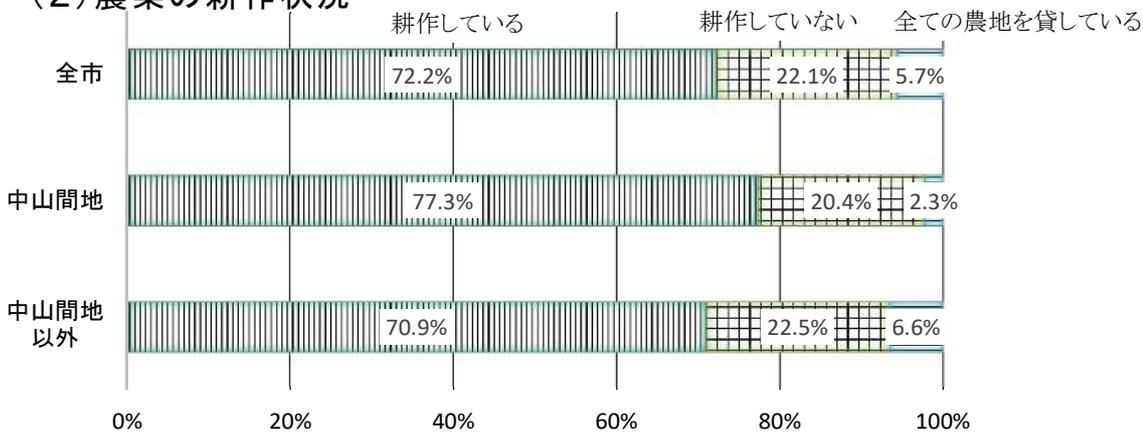
ただし、古里・長沼・豊野地区は、令和2年6月の1か月間

篠ノ井信里地区は、既に実質化済みのためアンケートを実施しない

調査配布数 25,452票

有効回答数 10,931票 (有効回収率42.9%)

(2) 農業の耕作状況

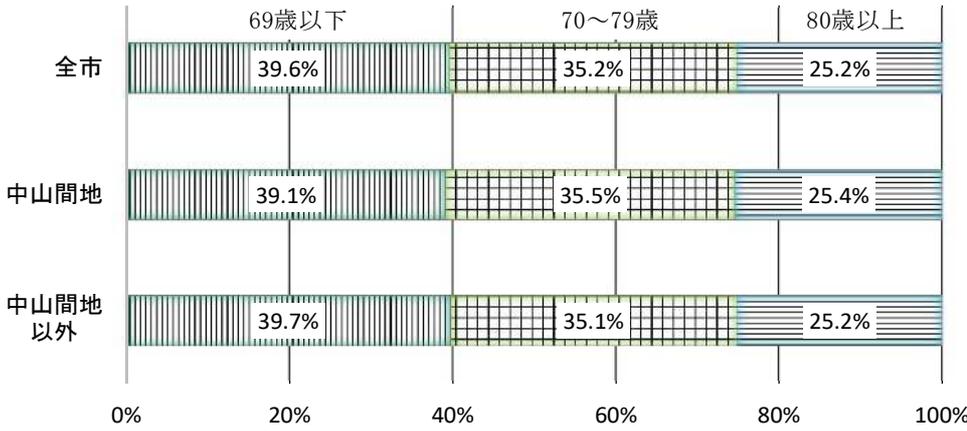


※中山間地について

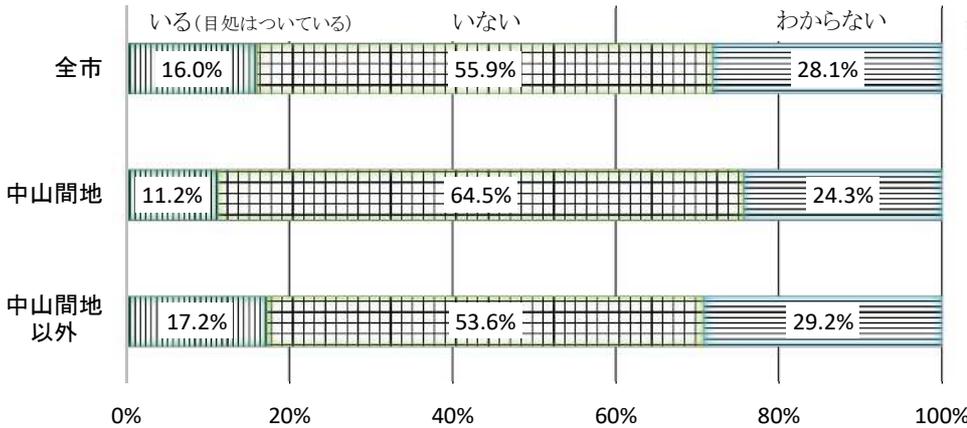
人・農地プラン作成の地区単位で集計しているため、中山間地に位置付けられる地区であっても中山間地以外の数値に含むことがある。

(例) 松代の豊栄・西条は、東条・皆神台・松代温泉の一体で人・農地プランを作成

(3) 耕作している場合の年齢 ※「農業の耕作状況」で「耕作している」と回答した票の構成比



(4) 後継者の有無



引き続き

- ・ 担い手づくり
- ・ 農地の有効利用
- ・ 地域特性を活かした生産振興
- ・ 販売力強化

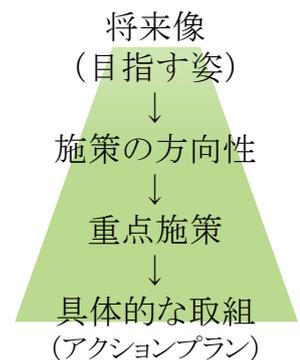
に取り組む必要

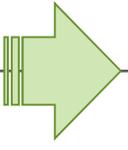
○第二期アクションプラン策定の方向性

(1) 構成について

現行	第二期(案)
1 施策展開の方向性	1 将来像 2 施策の方向性と重点施策
2 将来像	
3 重点施策	
4 指標	3 指標
5 具体的な取組 (アクションプラン)	4 具体的な取組 (アクションプラン)
6 実施状況の評価	5 実施状況の評価

階層を上位から下位へ整理



	現行		第二期(案)	
	指標名	内容	指標名	内容
農地の有効利用 担い手づくりと	新規就農者数(人)	給付金等受給者又は農家創設数の累計	地域の中心经营主体(者)	各年度末時点で人・農地プランに掲載されている者の数
	農地の利用権設定面積(ha)	長野県農地情報管理センター登録面積	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第二期アクションプランにおいても引き続き「指標」に設定 </div>	
生産振興と販売力強化	果樹の新品種・新技術導入による栽培面積(ha)	りんご新わい化、ぶどう新品種の栽培面積推計値		
	果樹農業生産額(億円)	りんご、もも、ぶどう等の果樹生産額(単年毎)の推計値	市の農業生産額(億円)	期間中の累積額

➤ 担い手づくりの観点から

- ・新規就農者だけでなく、認定農業者や集落営農組織等も含めた担い手全体を示す指標に変更

➤ 販売力強化の観点から

- ・市内では果樹以外にも様々な農産物が生産されていることから、農業全体を示す指標に変更
- ・生産額は気象や病虫害により単年では変動が大きいいため、目標値を計画期間中の累積額に変更

(3) 小項目(個別事業シート)について

見直し・変更(案)

No.31ジビエの活用	属する大項目を変更 「③地域の特性を活かした生産振興」から「④農産物の販売力強化と他産業との連携」へ
No.34輸出促進	「No.32農業協同組合による販売活動」に統合
No.41東日本台風災害からの復旧復興	「No.29災害対策」に統合

新規小項目の追加(案)

農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み
スマート農業	情報通信技術(ICT)やロボット技術などを活用して、高品質生産の実現、作業の精密化や省力化を推進する農業

このほか、見直しや新たに取り組む必要がある事項がありましたら、ご提案をお願いします。

(参考)

○現行の農業振興アクションプラン体系

重点施策	大項目	中項目	No	小項目（個別事業シート）
施策1 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進	①農業の多様な担い手の確保と育成	ア 中心的な担い手となる農業者の育成	1 2 3	1 認定農業者 2 農業者の組織化 3 農作業支援
		イ 新たな担い手の確保	4 5 6	4 新規就農者 5 農業研修センター 6 企業の農業参入
		ウ 農業者を支える団体の活動支援	7 8	7 農業協同組合 8 農業青年協議会
	②農地の有効利用と農業生産基盤の整備	ア 優良農地の確保と農地の有効利用	9 10 11	9 優良農地の確保 10 耕作放棄地対策 11 農地流動化対策
		イ 農業生産基盤の整備と維持管理	12 13 14	12 農業生産基盤整備 13 湛水防除(農業用排水機場の整備) 14 農業用施設の適切な維持管理
施策2 地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	③地域の特性を活かした生産振興	ア 主要農畜産物の生産振興	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	15 果樹振興（りんご） 16 果樹振興（もも） 17 果樹振興（ぶどう） 18 野菜振興 19 花き振興 20 きのこと振興 21 水稲振興 22 地域奨励作物 23 畜産振興（牛・豚など） 24 めん羊振興（サフォーク）
		イ 中山間地域の生産振興	25 26	25 中山間地域の農地維持 26 中山間地域の生産振興
	ウ 安全・安心な農産物づくり	27 28	27 環境にやさしい農業の推進 28 農業生産工程管理	
	エ 災害対策・野生鳥獣対策	29 30 31	29 災害対策 30 野生鳥獣被害防除対策 31 ジビエの活用	
	④農産物の販売力強化と他産業との連携	ア 販路の拡大	32 33 34	32 農業協同組合による販売活動 33 農家の直接販売 34 輸出促進
	イ 付加価値の向上	35	35 6次産業化、農商工連携	
⑤農業・農村に対する理解の促進	ア 地産地消・食文化伝承	36 37	36 地産地消の推進 37 食文化の伝承と女性農業者の活動支援	
	イ 都市と農村の交流	38 39 40	38 農業体験交流 39 小中学生農家民泊誘致 40 市民農園(市民菜園)	
⑥令和元年東日本台風災害からの復旧・復興			41	令和元年東日本台風災害からの復旧・復興

(参考)

長野市農業振興条例

平成26年12月25日長野市条例第68号

長野市の農業は、千曲川と犀川によって形成された肥沃な平たん地から中山間地域に及ぶ変化に富んだ地形の中で、果樹、野菜を初めとする多品目で良質な農産物を提供し、発展してきた。

しかしながら、都市化の進展による農地の減少に加え、農業者の高齢化、担い手不足等による耕作放棄地の拡大、輸入農産物の増加に伴う価格への影響など、農業及び農村を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような状況において、私たち市民が農業及び農村に対する理解を深め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民がそれぞれの役割を積極的に果たし、一体となって農業及び農村の振興に取り組むことにより、活力ある農業及び農村を確立しなければならない。

ここに、農業及び農村の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、農業者、農業団体、事業者及び市民の責務等を明らかにするとともに、農業及び農村の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある農業及び農村の確立並びに健康で豊かな市民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- (3) 事業者 食品産業に関わる事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 地産地消 地域で生産された農産物を、その地域で消費し、又は利用することをいう。
- (5) 多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 農業については、人間の生命を維持するために欠くことができない食料を供給する産業であることに鑑み、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた農業構造が確立されるとともに、環境と調和し、安全かつ安心な農産物が供給されるよう、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農業及び農村の振興に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県その他の関係機関と連携を図るとともに、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるものとする。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、基本理念にのっとり、安全かつ安心な農産物を供給するとともに、自らが主体となって農村における地域づくりを実践することにより、農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(農業団体の責務)

第6条 農業団体は、基本理念にのっとり、農業者に必要な農業に関する情報提供を行うとともに、農業者の生活及び農業技術の向上その他の農業を営むための環境整備を行うことにより、農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地産地消を通じて、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、農業及び農村が果たす役割について理解と関心を深めるとともに、地産地消を通じて、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、農業及び農村の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、立地条件等の地域の状況を踏まえ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 農業の多様な担い手の確保及び育成を図ること。
- (2) 農地の流動化、担い手への利用の集積等により、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、農地の有効利用を推進すること。
- (3) 新鮮で安全かつ安心な農産物の生産を拡大し、市民生活のあらゆる場面で地産地消を推進すること。

- (4) 環境に配慮し、地域の特性を生かした農産物及び加工品の付加価値を高めるとともに、情報発信及び販路拡大により、収益性の高い農業を推進すること。
- (5) 都市と農村との交流を促進するとともに、農業及び農村が有する多面的機能が発揮されるよう地域の共同活動に対し支援を行うこと。
- (6) その他農業及び農村の振興を図ること。

(振興計画)

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、振興計画を定めるに当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市農業振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、振興計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、農業及び農村の状況並びに農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、農業及び農村の振興に関する施策について総合的に調整を行い、及び計画的に推進するため、農業者、農業団体等と連携し必要な体制を整備するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例中別表の1長野市放課後子ども総合プラン推進委員会の項の次に次のように加える改正規定は平成30年4月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。